

## 高額療養費制度等及び入院時生活療養費の見直しについて

### 1. 高額療養費制度の自己負担限度額の見直し

#### (1) 第一段階（平成 29 年 8 月施行分）

70 歳以上の者の高額療養費の自己負担限度額について、次のとおりとする。

- ア 現役並み所得者 外来療養 44,400 円 ⇒ 57,600 円
- イ 一般所得者 外来療養 12,000 円 ⇒ 14,000 円（年間上限額を新設）  
入院療養 44,400 円 ⇒ 57,600（多数該当 44,400 円）

#### (2) 第二段階（平成 30 年 8 月施行分）

70 歳以上の者の高額療養費の自己負担限度額について、次のとおりとする。

- ア 現役並み所得者 外来療養の特例を廃止し、世帯限度額を 3 区分に細分化
- イ 一般所得者 外来療養 14,000 円 ⇒ 18,000 円

### 2. 高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直し（平成 30 年 8 月施行分）

- ア 現役並み所得者 世帯限度額を 3 区分に細分化
- イ 一般所得者 据え置き

### 3. 入院時生活療養費の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費

- ア 医療区分 I 320 円 ⇒ 370 円（平成 29 年 10 月 1 日から）
- イ 医療区分 II、III 0 円 ⇒ 200 円（平成 29 年 10 月 1 日から）  
0 円 ⇒ 370 円（平成 30 年 4 月 1 日から）
- ウ 指定難病患者 0 円（据え置き）